

岡崎市犯罪被害者等支援金給付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岡崎市犯罪被害者等支援条例（令和6年岡崎市条例第14号）第8条の規定に基づき、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害に係る経済的負担の軽減を図るため、予算の範囲内において給付する岡崎市犯罪被害者等支援金（以下「支援金」という。）に関し、岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号。第6条第1項において「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為（日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）に限る。）をいう。
- (2) 犯罪被害 犯罪等による死亡、重傷病又は精神疾患をいい、犯罪等が行われた時又はその直後における心身の被害であって、その後の死亡、重傷病又は精神疾患の原因となり得るものを含む。
- (3) 犯罪被害者 犯罪等により犯罪被害を受けた者をいう。
- (4) 犯罪被害者等 犯罪被害者及びその家族又は遺族をいう。
- (5) 重傷病 負傷若しくは疾病（精神疾患を除く。以下同じ。）が治り、又はその症状が固定する前における当該負傷又は疾病にかかる身体の被害であって、その療養に要する期間が1箇月以上かつ通算3日以上入院を要すると医師に診断されたものをいう。
- (6) 精神疾患 個人の生命及び身体を侵害する度合いが高い特定の犯罪である殺人未遂、強盗、不同意性交等、不同意わいせつ、略取誘拐及び人身売買（殺人未遂以外の犯罪についても未遂を含む。）の被害を受けたことに起因する精神的衝撃による精神の被害であって、その療養に要する期間が3箇月以上かつその療養期間中において通算3日以上労務に服することができない程度であると医師に診断されたものをいう。
- (7) パートナーシップにあった者 岡崎市男女共同参画の推進及び多様な性を尊重する社会を実現するための条例（平成17年岡崎市条例第5号。次号

において「条例」という。)第2条第4号に規定するパートナーシップにあった者(同条例第10条の2第2項に規定する受理証明書(以下「受理証明書」という。)の交付を受けた者に限る。)をいう。

- (8) ファミリーシップにあった者 条例第2条第8号に規定するファミリーシップにあった者(受理証明書の交付を受けた者又は受理証明書に記載のある者に限る。)をいう。

(支援金の種類、給付額及び給付対象者)

第3条 支援金の種類、給付額及び給付対象者は、次のとおりとする。ただし、同一の犯罪等による犯罪被害につき、同一の世帯において給付対象者が複数いる場合又は給付対象者が複数の給付を受けることとなる場合には、上限を30万円として給付する。

- (1) 遺族支援金

ア 給付額 30万円

イ 給付対象者 犯罪等により死亡した犯罪被害者の遺族(次号及び第3号に定める支援金の給付後に死亡した犯罪被害者の遺族を含む。)であって、当該犯罪被害の原因となった犯罪等が行われた時において、市内に住所を有する第1順位遺族(次条第3項及び第4項の規定による第1順位の遺族をいう。以下同じ。)

- (2) 重傷病支援金

ア 給付額 10万円

イ 給付対象者 犯罪被害の原因となった犯罪等が行われた時において、市内に住所を有する重傷病を負った犯罪被害者

- (3) 精神療養支援金

ア 給付額 2万5千円

イ 給付対象者 犯罪被害の原因となった犯罪等が行われた時において、市内に住所を有する精神疾患を負った犯罪被害者

- 2 前項各号に掲げる支援金について、給付対象者が、やむを得ない事情により住民登録をせずに市内に居住している場合は、市内に居住していることが客観的に確認できる書類の提出により市内に住所を有している者とみなすことができる。

(遺族の範囲及び順位)

第4条 遺族支援金の給付対象者は、当該犯罪被害の原因となった犯罪等が行われた時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 犯罪被害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者(以下「事実婚関係にあった者」という。))、パート

ナーシップにあった者及び愛知県ファミリーシップ宣誓制度に基づくパートナーシップにあった者を含む。第6条第4号において同じ。)

- (2) 犯罪被害者と生計を一にしていた当該犯罪被害者の子（縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった者を含む。次号において同じ。）、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹（ファミリーシップにあった者及び愛知県ファミリーシップ宣誓制度に基づくファミリーシップにあった者を含む。第6条第1項第6号において「生計維持遺族」という。)
- (3) 前号に該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹（ファミリーシップにあった者及び愛知県ファミリーシップ宣誓制度に基づくファミリーシップにあった者を含む。)

2 犯罪被害者の死亡の当時胎児であった子が出生した場合において、前項の規定の適用については、その母が犯罪被害者の死亡の当時犯罪被害者と生計を一にしていたときは同項第2号の子と、その他のときにあつては同項第3号の子とみなす。

3 遺族支援金の給付対象となる遺族の順位は、第1項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とする。この場合において、父母については養父母を先にし、実父母を後とする。

4 第1項の規定にかかわらず、犯罪被害者を故意に死亡させ、又は犯罪被害者の死亡前に、当該犯罪被害者の死亡によって遺族支援金の給付を受けることができる先順位若しくは同順位遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族支援金の給付を受けることができる遺族としない。

5 第1順位遺族が支援金の給付を申請しない場合は、第2順位遺族以降の遺族は、当該支援金の給付を申請することができない。

(支援金を給付しないことができる場合)

第5条 市長は、次に掲げる場合は、支援金を給付しないことができる。

- (1) 犯罪被害の原因となった犯罪等が行われた時において、犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者との間に親族関係（事実婚関係にあった者、パートナーシップにあった者、ファミリーシップにあった者及び愛知県ファミリーシップ宣誓制度に基づくパートナーシップ又はファミリーシップにあった者を含む。）があつたとき。ただし、犯罪被害者が18歳未満の者を監護していた場合は、この限りでない。
- (2) 犯罪被害者が、犯罪被害に至る犯罪等を誘発したとき、その他犯罪被害につき、犯罪被害者にも、その責めに帰すべき行為があつたとき。
- (3) 犯罪被害者等が、岡崎市暴力団排除条例（平成23年岡崎市条例第31号）第

2条第2号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であったとき。

- (4) 前3号に掲げる場合のほか、犯罪被害者等と加害者との関係その他の事情から判断して、支援金を給付することが社会通念上適切でないとき認められるとき。

（支援金の給付の申請）

第6条 遺族支援金の給付を申請しようとする場合は、岡崎市犯罪被害者等支援金（遺族支援金）給付申請書（様式第1号）に、次に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、申請を行う者（以下「申請者」という。）が未成年者である場合又はやむを得ない事情により当該支援金の申請ができない場合は、当該申請者の代理人が申請できるものとする。

なお、規則第10条に定める実績報告は、本条に定める書類をもって代えるものとする。

- (1) 犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類の写し
- (2) 犯罪被害の原因となる犯罪等が行われた時において、申請者が市内に住所を有していた者又は居住していた者であることを証明することができる書類（住民票の写し、戸籍の附票等）
- (3) 申請者の氏名、生年月日及び犯罪被害者との続柄に関する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書
- (4) 申請者が、犯罪被害者の死亡の当時配偶者であったときは、その事実を認めることができる書類（住民票の写し、受理証明書、犯罪被害者及び申請者の親族、友人、隣人等の申述書等）
- (5) 前号に該当しない申請者であるときは、第1順位遺族であることを証明することができる書類（先順位の者の死亡を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本、受理証明書等）
- (6) 申請者が生計維持遺族であるときは、当該犯罪被害の原因となった犯罪等が行われた時において、犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類
- (7) 遺族支援金の給付を受けることができる遺族が2人以上あるときは、岡崎市犯罪被害者等支援金（遺族支援金）受給代表者決定申出書（様式第2号）
- (8) 犯罪被害に遭った事実を認めることができる書類（盗難等被害届出証明書、交通事故証明書等）
- (9) その他市長が必要と認める書類

2 重傷病支援金及び精神療養支援金の給付を申請しようとする場合は、岡崎市犯罪被害者等支援金（重傷病・精神療養支援金）給付申請書（様式第3号）に、次の各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、申請者が未成年者である場合又はやむを得ない理由により当該支援金の申請ができない場合は、当該申請者の代理人が申請することができるものとする。

- (1) 重傷病又は精神疾患に該当することが証明できる医師の診断書（診断書には、受傷日、療養期間、入院日数及び病名を明記すること。精神療養支援金にかかるものについては、入院日数の記載は要せず、その症状の程度が通算3日以上労務に服することができない程度であることを明記すること。）
- (2) 犯罪被害の原因となる犯罪等が行われた時において、市内に住所を有していた者又は居住していた者であることを証明する書類（住民票の写し、戸籍の附票等）
- (3) 犯罪被害に遭った事実を認めることができる書類（盗難等被害届出証明書、交通事故証明書等）
- (4) その他市長が必要と認める書類
（申請期限）

第7条 前条の規定による申請は、犯罪被害を知った日（犯罪被害者が死亡した場合は、その遺族が警察からの連絡等により当該死亡の事実を知った日をいい、犯罪被害者が重傷病又は精神疾患を負った場合は、医師に重傷病又は精神疾患であると診断された日をいう。）から1年を経過したとき又は犯罪被害が発生した日から7年を経過したときは、することができない。ただし、申請期限までに申請しなかったことについて、やむを得ない理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

（給付の決定等）

第8条 市長は、第6条の規定による申請があったときは、その内容を速やかに審査し、支援金の受給資格があると認めた場合には岡崎市犯罪被害者支援金給付決定通知書（様式第4号）により、受給資格がないものと認めた場合には岡崎市犯罪被害者等支援金不給付決定通知書（様式第5号）によりその旨を申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する支援金の給付に係る審査において、申請者に対し、申請に係る状況等について調査することができるものとする。この場合、市長は申請書及び添付書類等の内容の審査のほか、必要に応じて関係機関等（国、愛知県、警察、犯罪被害者等の支援を行う団体その他の犯罪被害者等

の支援に関係するものをいう。第12条において同じ。)への照会を行うことができる。

3 前項の規定は、支援金の給付決定後においても適用があるものとする。

(支援金の請求)

第9条 前条第1項の規定により支援金の給付決定の通知を受けた者(次条において「支援金給付決定者」という。)は、岡崎市犯罪被害者等支援金給付請求書(様式第6号)により、市長に当該支援金の給付を請求するものとする。

(決定の取消し)

第10条 市長は、支援金給付決定者に支援金の受給資格がなかったことが判明した場合、又は偽りその他不正の手段により当該決定を受けたと認められる場合は、当該決定を取り消すことができる。

(支援金の返還)

第11条 前条の規定により市長が決定を取り消した場合において、既に支援金が給付されているときは、当該支援金の給付を受けた者は市長が定める日までに当該支援金を返還しなければならない。

(個人情報の収集及び提供)

第12条 市長は、支援金の給付に当たり必要な範囲内において、関係機関等から個人情報を収集し、提供を受けるものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、支援金の給付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、同日以後に発生した犯罪等に起因する犯罪被害について適用する。